

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第5条 区民の権利等	①区政に関する 情報を知る権利	広報新宿、くらしのガイドの発行・配布	<p>区の施策やサービス等、区政に関する喫緊の情報や課題、イベント・講座の情報や地域の話題などの提供を通し、区民が広く区政に参画し、新宿のまちに愛着を持っていただけるよう、「広報新宿」「くらしのガイド」を発行・配布しています。</p> <p>「広報新宿」は月3回・年36回発行し、日刊6紙に折り込みのほか区の施設や駅、郵便局、スーパー・コンビニエンスストア、公衆浴場等で配布するとともに個別配達もしています。また、スマートフォン・タブレット用アプリ「マチイロ」、Web閲覧サービス「マイ広報紙」を導入し、電子媒体を活用した広報紙記事の情報発信をしています。</p> <p>「くらしのガイド」は隔年で発行し、地図とともに全戸配布しており、区の窓口や郵送でも配布しています。</p>
		ホームページ、しんじゅくノートの管理運営及びLINE、ツイッター、フェイスブック、Yahoo!サイト、YouTubeを使った情報発信	<p>区民にとって区政が身近なものとなるよう、様々な手段で区政情報を積極的に発信しています。その一つとしてホームページに加え、LINE・ツイッター・フェイスブック・Yahoo!くらし、YouTubeなどで情報を発信しています。</p> <p>「ホームページ」は、令和4年度に、最新情報の発信・各ページの探しやすさ・わかりやすさをコンセプトにトップページのリニューアルを行いました。</p> <p>「しんじゅくノート」は、区民・地域の団体等がサイト内で情報発信、交流を行う場です。</p> <p>「LINE・ツイッター・フェイスブック・Yahoo!くらし」は緊急時の情報発信手段を確保するために開設しました。地震や台風等の災害関連情報を発信するほか区のイベントや事業なども案内しています。</p>
		ケーブルテレビを活用した広報番組の制作	<p>より多くの区民の方へタイムリーなニュース等をお知らせするため、広報番組「しんじゅく情報局」（5分番組）を月3回更新し毎日区内のケーブルテレビ局（ジェイコム東京 港新宿）で放送しています。また、地域の方々に登場してもらいながら、地域の魅力を掘り下げ発信していく、地域密着型の広報番組「わたしのまち新宿 プラス」（20分番組）を年2本、新春特別番組「新宿区長 年頭のあいさつ」（10分）を年1本制作し、区内のケーブルテレビ局（ジェイコム東京 港新宿）で放送しています。</p> <p>また、区ホームページ（ユーチューブを利用）で動画配信しているほか、「しんじゅく情報局」はSNSで動画配信、「わたしのまち新宿 プラス」「新宿区長 年頭のあいさつ」は区政情報センター・区立図書館（所蔵は中央・四谷・下落合図書館のみ）でDVDを貸し出しています。</p>
		多文化共生のまちづくり（外国人への情報提供）	<p>外国人住民の方へ情報提供するため、「外国語広報紙」、「外国語生活情報紙」、新生活を始める方に役立つ情報をまとめた冊子「新宿生活スタートブック」を発行しています。あわせて、映像で紹介する動画「新宿生活スタートガイド」を区ホームページで公開し、住民記録窓口前のロビーで上映するほか、外国人向け生活情報ホームページや外国語版SNS（Twitter、Facebook、LINE、微博〈Weibo〉）を通じた情報発信に取り組んでいます。また、区のホームページは、多言語瞬間翻訳機能※を導入しています。※令和5年1月時点：108か国語対応（日本語含む）</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第5条 区民の権利等	①区政に関する 情報を知る権利	(再掲) 新宿区財政 状況の公表に関する 条例	<p>区では毎年2回(6月・12月)、区の財政状況について区民の皆様にお知らせするため、条例に基づき告示として掲示場に掲示するとともに、区広報紙にその概略を公表しています。(条例に基づく公表は、地方自治法第243条の3に規定されているもので、毎年2回以上行わなければならないものです。)</p> <p>また、平成20年度以降は、自治体の財政状況を早期に把握し、破綻を防ぐことを目的に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、自治体の財政の健全度を測る指標(健全化判断比率)についても、議会(9月議会)での決算認定後、決算の概要とともに、10月の区広報紙で公表を行っています。</p>
		(再掲) 予算編成の 情報公開	<p>区では、区政運営の透明性を確保し、区民の皆様からの区政運営への関心を持っていただくことを目的に、平成16年度から主要な事業の予算見積(毎年11月頃に公表)とその査定結果(毎年2月)を公表しています。主要事業の概要については、ホームページに掲載するとともに、その概要を区広報紙にも掲載しています。</p>
		(再掲) 新宿区情報 公開条例	<p>区では、様々な情報を収集し、保存し、発信や提供をしています。その区が保有する情報については、区民の知る権利を保障し、区の説明責任を全うするために、条例により取扱いのルールを定め、積極的に公開・提供をしています。</p>
		(再掲) 新宿区個人 情報保護条例	<p>区では、様々な情報を収集し、保存し、発信や提供をしています。その情報には、個人情報も含まれています。そのため、条例により区における個人情報の取扱いのルールを定めるとともに、区民に自己の情報について開示する権利を明らかにし、基本的人権を擁護していきます。</p> <p>なお、令和5年4月1日から地方公共団体において、個人情報の保護に関する法律(法)が直接適用されるため、新宿区個人情報保護条例を廃止し、法の施行に必要な事項を定める法施行条例の制定を行います。</p>
	②区政に参加する 権利	区政モニター制度	<p>区民の区政に対する意見・要望等を聴取し、これを区政運営の参考とするため、アンケート区政モニターを設置し、区政への区民参加を推進しています。</p> <p>アンケート区政モニターは、会議に参加しにくい、若年層や勤労世帯を含む幅広い層の区民意見を聴取することを目的としたアンケート調査に回答していただくモニター制度です。</p> <p>(1)対象 満18歳以上の区民、1,000名(住民基本台帳からの無作為抽出者の中から希望者) (2)調査時期 年4回 (3)調査方法 郵送配布、郵送回収</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第5条 区民の権利等	②区政に参加する権利	区民意識調査	<p>区民意識調査は、区政運営の基本となる区の重要な課題に対する区民の意向・要望及び区民の生活意識等を把握し、今後の区政運営に反映させるために毎年1回実施している調査で、昭和48年から実施しています。</p> <p>調査内容は、経年調査項目として、同じ設問内容を設定し、毎年調べ比較するもので、居住意向、生活における心配事、区政への関心、区政情報の入手方法、区政への要望、選挙といった6項目を設定しています。また、特集調査項目として、それぞれの年度の今日的な課題や今後の施策に影響を及ぼすような項目を特に調査する内容になっています。</p> <p>(1)調査地域 新宿区全域 (2)調査対象 満18歳以上の区民、2,500名（住民基本台帳からの層化抽出法による無作為抽出） (3)調査方法 郵送配布、郵送またはインターネットによる回収</p>
		若者の区政参加の促進	<p>持続的に発展するまちづくりを進めるには、長期的な将来展望を視野に入れた区民参加が不可欠であり、とりわけ次世代を担う若者の参加が重要です。</p> <p>日頃、区政との関わりの少ない若者世代の意識やアイデアを区政に反映させるため、若者会議を開催しています。</p>
		パブリック・コメント制度	<p>パブリック・コメント制度は、区民の生活に広く影響を及ぼす施策等を決定するときに、事前に案を公表し、区民の皆さんからご意見等をいただき、当該意見等を踏まえた施策等の決定を行うこととするとともに、寄せられたご意見とそれに対する区の考え方を公表する制度であり、平成14年7月から実施しています。</p> <p>これにより、区の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民参加をより実質的なものとしていき、更に、区民にとってより身近で分かりやすい、区民と区との協働による開かれた区政を推進しています。</p>
		区長へのはがき・投書・ホームページによる広聴	<p>区民の声を広く聴取し、区政の参考とするため「区長へのはがき」により、意見・要望・苦情等を受け付けています。「区長へのはがき」は、「新宿区くらしのガイド」に綴じ込みのほか、特別出張所、図書館など区の主要施設において配布しています。また、広聴担当課窓口、一般投書、ファックス、区ホームページの「ご意見専用フォーム」によっても意見等を受け付けています。匿名等の投書を除き、原則として收受日から14日程度（土日、休日及び12月29日から1月3日までを除く。）で回答を作成し、当該意見、要望を行った本人あてに送ります。</p>
		区民の意見把握（多文化共生）	<p>多文化共生実態調査は、地域で共に生活する日本人と外国人の現状を把握し、今後の多文化共生施策の推進に向けた基礎資料を得ることを目的として実施しています。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第5条 区民の権利等	②区政に参加する権利	区民の意見把握 (各施設利用者アンケート)	区立施設の運営にあたって、施設利用者の満足度を高め、効果的・効率的な施設運営を実現するため、毎年、各施設において、指定管理者が利用者アンケートを実施し利用者ニーズの把握を行っています。
		区民の意見把握 (景況調査)	区内中小企業の景気動向を把握し、産業振興施策の指針として活用するため、4半期ごとに区内中小企業を対象に景況調査を行っています。
		区民の意見把握 (障害者及び高齢者)	<p>1 高齢者の保健と福祉に関する調査 「新宿区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定する基礎資料とするため、「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」を実施しています。令和4年度は「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（令和6年度～令和8年度）の策定前年度であるため調査を実施しました。</p> <p>2 障害者生活実態調査 「新宿区障害者計画」、「新宿区障害児福祉計画・新宿区障害福祉計画」を策定する基礎資料とするため、障害者・障害児の生活実態を把握するための調査を「区民の生活のニーズに関する調査」として実施しています。令和4年度は、「第3期新宿区障害児福祉計画」・「第7期新宿区障害福祉計画」（令和6年度～令和8年度）の策定前年度であること、また、「新宿区障害者計画」の見直しのため調査を実施しました。</p>
		区民の意見把握 (男女共同参画)	男女共同参画推進計画を策定する基礎資料とするため、「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査アンケート」、「男女共同参画に関する中学生の意識・実態調査アンケート」、「ワーク・ライフ・バランスに関する企業の意識・実態調査アンケート」、「ワーク・ライフ・バランスに関する従業員の意識・実態調査アンケート」を実施しています。令和4年度は（仮称）第四次男女共同参画推進計画（令和6年度～9年度）の策定前年度であるため調査を実施しました。
		区民の意見把握 (健康づくり)	「新宿区健康づくり行動計画」を策定する基礎資料とするため、区民の健康状態や健康に関する意識等の実態を把握する「新宿区健康づくりに関する調査」を実施しています。令和4年度は「新宿区健康づくり行動計画」（令和6年度～令和11年度）の策定前年度であるため調査を実施しました。

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第5条 区民の権利等	②区政に参加する権利	<p>区民の意見把握 (建築物等耐震化支援事業、新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、区営住宅の再編整備)</p>	<p>1 建築物等耐震化支援事業 助成制度を耐震改修の実施に効果的に繋げるため、区民意見の把握をしています。意見把握は、区政モニターアンケートや個別のヒアリング調査(随時)により行っており、それらの結果等に基づき、助成制度の見直しを検討しています。</p> <p>2 新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 中高層建築物の建築に伴う建築主と近隣住民の紛争を予防するために、建築計画概要を記載した標識の設置と建築計画の説明を建築主に義務付け、近隣住民に対する建築計画の事前周知を図り、建築主と近隣住民が建築計画について相互理解のもと、建築計画に関する意見や要望について話し合いを行います。区は建築主と近隣住民双方の意見等の把握に務め、話し合いの調整や条例による「あっせん」、「調停」による建築紛争の解決に役立てています。</p> <p>3 マンション実態調査 建物の維持管理、コミュニティ形成、防災や防犯への取組など、区内マンションの現状を把握するための調査を実施しています。</p>
		各種審議会等	<p>施策の基本方針や個別分野の計画策定等にあたり、審議会等を設置し専門的な視点からの検討を行っています。その際、公募による区民委員を委嘱し区民の立場からの意見を検討に反映しています。</p>
		区民討議会等	<p>区では、計画策定の際には、区民の区政参加の促進と、協働の機会を提供しています。例として、区では、平成22年度に自治基本条例を策定するための区民討議会、平成23年度に第二次実行計画策定に向けた区民討議会、平成28年度に総合計画策定に向けた区民討議会、平成29年度に第一次実行計画策定に向けた区民討議会を開催した実績があります。</p> <p>令和2年度の第二次実行計画策定の際には、新型コロナウイルス感染拡大防止のため地域説明会に変わるものとして、計画事業の説明動画を作成し、パブリック・コメントの実施により区民のご意見をいただきました。</p> <p>このほか、区が策定する子ども、高齢者、障害者、保健等各分野の計画は、地域説明会やパブリック・コメントの実施を経て策定しています。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第5条 区民の権利等	③区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利	生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化	<p>区では、区民の生涯学習機会の提供及び生涯学習活動の活性化を図るため、区内の生涯学習活動の拠点施設として生涯学習館5館を運営しています。</p> <p>生涯学習館の指定管理者である新宿未来創造財団では、生涯学習館等を会場に各種生涯学習講座を開催するとともに、区内の生涯学習活動団体自らが企画・提案による区民向け各種生涯学習講座の開催を支援する事業「区民団体等による自主企画事業に対する支援事業」を実施しています。また、生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化のために、区内の活動団体・地域人材の情報収集及び区民への提供、さらには団体や人材間の交流の仕組みづくりを目的とした生涯学習・地域人材ネットワークの整備を進めています。</p> <p>この他、区は、区民の区政への関心と地域課題等に関する知識を深めていただくとともに、区政への区民参加の契機づくりと学習機会を提供することを目的として、区職員を地域派遣する「ふれあいトーク宅配便」を実施しています。</p> <p>(令和4年度 81課 126プログラム)</p>
第6条 区民の責務	良好な地域社会の創出に努める責務	歌舞伎町地区のまちづくり推進	<p>歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちに再生するため、区は、地元の商店街振興組合や町会、事業者、警察・消防等の関係行政機関等と連携・協力して、総合的繁華街対策「歌舞伎町ルネッサンス」を推進しています。本事業は、平成17年1月に設立した歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の下、「クリーン作戦プロジェクト」、「地域活性化プロジェクト」、「まちづくりプロジェクト」の3つのプロジェクトを中心に、総合的な施策を展開しています。</p> <p>平成20年4月には、各事業を効果的、効率的に実施するための組織「歌舞伎町タウン・マネジメント(TMO)」(令和4年10月一般社団法人化)を設立しました。TMOは、歌舞伎町ルネッサンスを推進するまちづくり組織として、誰もが安心して楽しめる「エンターテイメントシティ・歌舞伎町」を目指し、地域活性化や情報発信等の活動を行っています。</p>
		平和の啓発活動(平和派遣者との協働事業)	<p>新宿区は、昭和61年3月15日に行った「新宿区平和都市宣言」の趣旨を普及啓発するために、①平和展②親と子の平和派遣③平和派遣者との協働事業を行っています。その中の、③平和派遣者との協働事業では、親と子の平和派遣の参加者で組織されている「新宿区平和派遣の会」と区が協働して、平和啓発事業を推進しています。</p> <p>平和派遣報告会、平和講演会、映画会、すいとんの会、平和マップウォーキングなどの多彩な企画を「新宿区平和派遣の会」をはじめとする区民の方々と協働して企画、運営することにより、区民の方々の意見を反映したわかりやすく魅力的な企画立案ができるようになり、より多くの方々が参加しやすい内容になっています。また、参加者に毎回アンケートを行い、さらに多くの意見を反映した企画となるよう改善に努めています。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第6条 区民の責務	良好な地域社会の創出に努める責務	多様な主体との協働の推進	<p>協働推進基金助成金の実施を通して区民参加の促進、地域課題の解決に向けた取組を行ってまいります。協働支援会議において、協働事業推進のしくみを考え、多様な主体の参画による協働のまちづくりを進めています。</p> <p>また、地域を支えるNPOや地域活動団体などの多様な主体との協働を促進するため、地域活動団体等の連携協力・情報交換の場として新宿NPO協働推進センターを開設し、運営しています。</p>
		大学等との連携による商店街支援	<p>商店街の魅力づくりの推進を目的として、区内商店会と連携する大学等に対し補助金を交付しています。大学が持つ専門性や人的資源を活用し、商店街の抱える課題の解決に向けて、大学等の商店街の連携・交流の促進に取り組んでいます。</p>
		高齢者を見守り・支えあう地域づくり ・地域支え合い活動の推進	<p>1 地域安心カフェの運営支援 高齢者や介護者等が気軽に立ち寄り、交流や相談ができる場である「地域安心カフェ」の運営を支援することにより、高齢者や介護者の孤立を予防するとともに、地域における区民の支えあいの充実を図ります。</p> <p>2 新宿区高齢者見守り登録事業 高齢者に身近な民間事業者が、高齢者見守り登録事業者として、通常業務の範囲内で気づいた高齢者の異変を高齢者総合相談センターへ連絡する等、関係機関と連携して、地域の高齢者を見守っています。</p> <p>3 認知症サポーターの養成 高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、病気の理解や対応方法などの基礎を学ぶ、認知症サポーター養成講座を実施し、地域で見守るサポーターを養成しています。</p> <p>4 地域支え合い活動の推進 高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けることができるよう、地域の中で高齢者の自立を支援し、多世代が互いに支え合う「地域支え合い活動」を推進します。活動の拠点として、平成30年2月に「薬王寺地域ささえあい館（ささえーる 薬王寺）」を開設しました。また、令和3年10月には「中落合高齢者在宅サービスセンター内地域交流スペース（ささえーる 中落合）」を整備し、薬王寺地域ささえあい館の活動を踏まえた「地域支え合い活動」を実施しています。令和4年4月からは、シニア活動館で行っているボランティア活動等の支援の中で、地域の実情やニーズを把握して「地域支え合い活動」の担い手や団体の育成・支援、活動のコーディネート等を行うことにより、「地域支え合い活動」を順次展開していきます。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第6条 区民の責務	良好な地域社会の創出に努める責務	次世代育成協議会への区民委員の参画等	<p>区では、妊娠期から世帯形成期までのライフステージを見通した総合的な次世代育成支援施策を推進するため、「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）」（令和2年度～6年度）を策定しています。この計画の進行管理を行い、同施策を総合的かつ効果的に推進していくため、公募区民委員等で構成される次世代育成協議会を設置しています。</p> <p>また、同計画策定にあたっては、区民の子育て支援サービスの利用状況をはじめ、子どもや子育て家庭の状況や意識を把握するため、就学前児童保護者から若者までの区民に対するアンケート調査を実施しています。</p> <p>このほか、子育て支援施設の委託事業者等の選定時には、入札方式によるのではなく、利用者や区民の意見を反映できる公募型プロポーザル方式により、事業者を選定しています。</p>
		地区青少年育成委員会等、地域の子育て支援団体への協力・支援、男女共同参画に関する啓発活動	<p>区の基本施策に掲げる「地域で安心して子育てができるしくみづくり」を進めるため、区民にとって必要性和有益性が高い、子育て支援活動や青少年健全育成活動等を自主的に行う地域の団体である、プレイパーク活動及びプレイパーク活動の啓発を行う団体、区内10地区の青少年育成委員会、青少年活動推進委員の活動に対し、区が協力・支援を行っています。</p> <p>活動に対する補助金交付、広報協力、連携支援、活動場所の提供等を行うことにより、地域において、活発で、継続性と安定性のある子育て支援活動等が行われるよう支援するとともに、連携が可能な分野では協働の取組も進めています。</p> <p>これにより、区単独では対応が困難な区民ニーズに対しても、より機動性が高く、きめ細かな対応が可能となっています。</p> <p>また、男女が、性別にかかわらず、共にあらゆる分野に参画することのできる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画推進センター（ウィズ新宿）を拠点に、区民委員や関係団体等と協働して啓発活動を行っています。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第6条 区民の責務	良好な地域社会の創出に努める責務	地域における健康づくりの推進（ウォーキングの推進、高齢期の健康づくりと介護予防の推進、新宿いきいき体操サポーターによる普及啓発活動）	<p>健康寿命の延伸に向け、地域社会全体で健康づくりへの意識を高めるため、健康づくりに関わりの深い「運動」と「食」を中心に、健康づくりに無関心な層も含めた区民が、気軽に健康づくりに取り組める環境づくりを行います。歩くことの楽しさを広め、地域の健康づくり活動を支援するウォーキングマスター養成講座や初心者向けウォーキング教室「いきいきウォーク新宿」の開催、ウォーキングマップの作成を行っています。</p> <p>高齢期の特性を踏まえた健康づくりや介護予防・フレイル予防について普及啓発をしています。「新宿いきいき体操」「新宿ごっくん体操」「しんじゅく100トレ」を開発し、身近な地域で住民主体で継続的に取り組まれるよう支援しています。</p> <p>また、新宿いきいき体操サポーターは、区施設で開催している「新宿いきいき体操講習会」において、体操の普及啓発のため、丁寧な指導を行っています。地域交流館やシニア活動館等では、新宿いきいき体操サポーターを中心とした「新宿いきいき体操ができる会」が定期的に活動し、広く参加者を受け入れています。</p>
		女性の健康づくり	<p>「女性の健康づくり」では、女性の健康支援センター（四谷保健センター）を拠点に、ライフステージによる心身の変化に対応し、自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、サポーターの養成と活動支援、普及啓発、相談などを行っています。</p>
		食育の推進、乳幼児から始める歯と口の健康づくり、人と猫の調和のとれたまちづくり	<p>1 「食育の推進」では、健康をつくる「食習慣」や「食文化の継承」などの取組が実践できるよう、子どもから成人、高齢者に至るまで、ライフステージに応じた食育活動を推進しています。</p> <p>2 「乳幼児から始める歯と口の健康づくり」では、子どもの歯と口の健康を維持するため、保育園等での出張歯科健康教育、デンタルサポーターであるかかりつけ歯科医による相談やフッ化物の塗布など、乳幼児期から子どもの歯科保健を支えるための環境整備を図るとともに、地域、かかりつけ歯科医、子育て専門職、養護教諭等の連携を強化することにより、乳幼児からの歯と口の健康づくりを推進します。</p> <p>3 「人と猫の調和のとれたまちづくり」では、飼い主のいない猫をこれ以上増やさないよう、猫に係る問題を地域で解決するため、地域住民とボランティア及び行政が協働し、地域の実情にあわせたルールを作り、さまざまな取組を行っています。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第6条 区民の責務	良好な地域社会の創出に努める責務	区民との協働による公園づくり	<p>新宿区は、公園が魅力ある空間として多くの区民に親しんでいただける施設となるよう、区民のニーズを反映した公園づくりを進めています。</p> <p>地域に身近な公園の整備においては、地域住民と一緒に公園の整備プランを考え、区民に愛される魅力ある公園の実現を目指しています。現在までに15か所の公園を整備しており、令和2年度は、やよい公園を整備し、令和4年度はみょうが坂児童遊園において、再整備工事を行っています。</p> <p>また、新宿中央公園では、区民や学識経験者等と共に検討して策定した「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、公園の特色や魅力をさらに活かした公園づくりを進めています。</p>
		新宿区公園及び道のサポーター制度	<p>新宿区で管理している公園等は183箇所、道路は1,791路線あります。公園及び道のサポーター制度は、区民や区内の企業とともに、安全で快適な使いやすい公園を育て、美しい道路環境を守っていく制度です。サポーターの方には、区との話し合いで決定した活動場所や活動内容について、区で定める実施要綱に基づき、自主的に活動していただいています。</p>
		交通安全総点検	<p>区民、特に交通弱者の目線から道路の交通安全施設や「交通安全プログラム」に基づき、区内全小学校を5つのグループに分け、それぞれ5年に1回定期的に総点検を実施しています。令和元年度に「交通安全プログラム」を改定し、令和2年度から学童クラブも対象としました。点検に当たっては、区民、交通管理者、道路管理者、その他関係団体とともに実施し、通学路の安全確保を図っています。</p> <p><参考：区の取組></p> <p>幼稚園、保育園では、令和元年5月に発生した滋賀県大津市での園児らが死傷する交通事故を受けて、国から示された緊急安全点検実施要領に基づき、警察、道路管理者、運営管理者と連携し、公私立幼稚園・保育園の園児が集団で移動する経路の緊急合同点検を実施しました。この点検結果に基づき、道路の幅員・混雑具合・通過する車両の速度等の交通状況、事故発生状況、発生時間等に鑑み、各所に対策を講じました。</p> <p>令和3年6月に千葉県八街市で発生した、下校中の小学生が死傷する交通事故を受け、新たな観点（車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所、過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所等）を踏まえた点検を小学校15校、学童クラブ5所で行い、危険箇所88件について対策を講じました。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第6条 区民の責務	良好な地域社会の創出に努める責務	第三次環境基本計画の推進	<p>平成15年度に「新宿区環境基本計画」を策定し、平成19年度には「地球温暖化・ヒートアイランド現象を防ぐ」を重要課題として追加し計画改定を行いました。</p> <p>平成25年2月には、新宿区の将来の環境を見据えながら、区民・事業者・区による「参加と協働の促進」と「グリーン経済の推進」を横断的な観点とし、基本目標と進めるべき具体的な施策、重点的な取組を示した「第二次環境基本計画」を策定しました。</p> <p>また、平成30年2月には平成23年3月に策定した「新宿区地球温暖化対策指針」を統合し、計画期間を平成30年度からの10年間とする「新宿区第三次環境基本計画」を策定しました。</p> <p>令和3年6月には、2050年までに区のCO₂排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に向けて取り組むことを表明しました。このような取組に対応するため、令和5年2月策定に向けて、「新宿区第三次環境基本計画」の改定作業を進めています。</p>
		路上喫煙対策の推進	<p>区では平成17年8月に「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」に基づき、区内全域での路上喫煙を禁止しました。この条例では、制度の周知、意識の普及啓発による喫煙者のマナー向上を図ることとして罰則規定を設けていません。</p> <p>区は、受動喫煙やたばこの火による被害を防止するため、地域等との協働によるキャンペーンやパトロールによる指導を継続的に実施することで、区民・事業者・来街者等に対する路上喫煙禁止の普及啓発を行い、良好な生活環境づくりを推進しています。</p>
		食品ロス削減の推進	<p>ごみ発生抑制の推進に向けて、区民、事業者、区の様々な主体が連携し、相互に理解を深めながら、フードドライブの推進、食品ロス削減協力店登録制度やオンライン配信によるシンポジウムやセミナーの実施等、食品ロス削減に関する取組を推進しています。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第6条 区民の責務	良好な地域社会の創出に努める責務	協働によるまちづくりの推進	<p>1 駐車場整備事業の推進 新宿区駐車場整備地区は、新宿区駐車場整備計画に基づき、適切な駐車施策を推進することとしています。その中で、駐車場の適正な配置や既存ストックの有効活用を推進する必要性が高い新宿駅周辺地区を対象として、東京都駐車場条例に基づく地域ルールを策定しています。</p> <p>2 地区計画等のまちづくりルールの策定 地域の課題にきめ細かく対応していくために、地域住民との協働によりまちづくり活動を行い、地区計画やまちづくり構想、ガイドライン等のまちづくりルールづくりを行っています。</p> <p>3 木造住宅密集地区整備促進事業 若葉地区は、平成6年8月に地区計画を決定し、共同建替えとともに、崖地沿いの空地や道路、小公園も併せて整備することにより、防災性と居住環境の向上を図ってきました。平成9年3月には、若葉地区の地元住民及び権利者と新宿区の連携を密にし、円滑にまちづくりを推進するため、「若葉地区まちづくり推進協議会」を設置しています。また、令和3年12月「若葉・須賀町地区まちづくり協議会」を設置し、まちの将来像やまちづくりのルールについて話し合っています。</p> <p>4 安全・安心な建築物づくり 「安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち」の実現に向けて、一般社団法人東京都建築士事務所協会新宿支部との協働により「安全安心・建築なんでも相談会」を実施し、区民からの建築関連の相談に応じることを通して安全・安心な建築物づくりを進めています。</p> <p>5 ユニバーサルデザインのまちづくり ユニバーサルデザインのまちづくりの理念のもと、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい都市空間やその生活環境づくりに取り組んでいます。平成23年3月には、「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」を策定するなど、推進方策の検討や普及啓発を実施し、令和2年4月には「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」を制定し、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めています。 また、誰もが円滑な移動を確保できるよう区内のバリアフリー整備を一層促進するため、令和3年11月に「新宿区移動等円滑化促進方針」を策定し、高齢者や障害者の方と意見交換を踏まえながら、バリアフリー化に向けた取組を進めています。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第6条 区民の責務	良好な地域社会の創出に努める責務	地域が参画する学校運営の充実 (地域協働学校、学校評価の充実)	<p>教育委員会は、施策や事業を総合的かつ体系的に明らかにし、区民に分かりやすく示していくことを目的として、新宿区教育ビジョンを策定しています。</p> <p>このなかで「地域が参画する学校運営の充実」を取組の方向性として掲げ、地域住民や保護者等が学校運営に参画するしくみである地域協働学校の取組を通して、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくるとともに、チームとして子どもたちの成長にかかわり、開かれた学校づくりを推進しています。</p> <p>また、学校評価等の活用を図るなかで、地域の意見や要望、創意工夫を活かした学校づくりを進めています。</p>
		「将来の有権者」(小中高生)に対する主権者教育(模擬投票・選挙出前授業)	<p>区内の小学校・中学校・高等学校において「将来の有権者」である児童生徒に対し、選挙や政治に関心を持ってもらうよう、出前授業や模擬投票、生徒会選挙への支援を行っています。</p>
第12条 区の行政機関の責務	①区民ニーズの的確な把握	(再掲) 区政モニター制度	<p>区民の区政に対する意見・要望等を聴取し、これを区政運営の参考とするため、アンケート区政モニターを設置し、区政への区民参加を推進しています。</p> <p>アンケート区政モニターは、会議に参加しにくい、若年層や勤労世帯を含む幅広い層の区民意見を聴取することを目的としたアンケート調査に回答していただくモニター制度です。</p> <p>(1) 対象 満18歳以上の区民、1,000名(住民基本台帳からの無作為抽出者の中から希望者) (2) 調査時期 年4回 (3) 調査方法 郵送配布、郵送回収</p>
		(再掲) 区民意識調査	<p>区民意識調査は、区政運営の基本となる区の重要な課題に対する区民の意向・要望及び区民の生活意識等を把握し、今後の区政運営に反映させるために毎年1回実施している調査で、昭和48年から実施しています。</p> <p>調査内容は、経年調査項目として、同じ設問内容を設定し、毎年調べ比較するもので、居住意向、生活における心配事、区政への関心、区政情報の入手方法、区政への要望、選挙といった6項目を設定しています。また、特集調査項目として、それぞれの年度の今日的な課題や今後の施策に影響を及ぼすような項目を特に調査する内容になっています。</p> <p>(1) 調査地域 新宿区全域 (2) 調査対象 満18歳以上の区民、2,500名(住民基本台帳からの層化抽出法による無作為抽出) (3) 調査方法 郵送配布、郵送またはインターネットによる回収</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第12条 区の行政機関の 責務	①区民ニーズの 的確な把握	(再掲)パブリック・コメント制度	<p>パブリック・コメント制度は、区民の生活に広く影響を及ぼす施策等を決定するときに、事前に案を公表し、区民の皆さんからご意見等をいただき、当該意見等を踏まえた施策等の決定を行うこととするとともに、寄せられたご意見とそれに対する区の考え方を公表する制度であり、平成14年7月から実施しています。</p> <p>これにより、区の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民参加をより実質的なものとしていき、更に、区民にとってより身近で分かりやすい、区民と区との協働による開かれた区政を推進しています。</p>
		(再掲)区長へのはがき・投書・ホームページによる広聴	<p>区民の声を広く聴取し、区政の参考とするため「区長へのはがき」により、意見・要望・苦情等を受け付けています。「区長へのはがき」は、「新宿区くらしのガイド」に綴じ込みのほか、特別出張所、図書館など区の主要施設において配布しています。また、広聴担当課窓口、一般投書、ファックス、区ホームページの「ご意見専用フォーム」によっても意見等を受け付けています。匿名等の投書を除き、原則として收受日から14日程度（土日、休日及び12月29日から1月3日までを除く。）で回答を作成し、当該意見、要望を行った本人あてに送ります。</p>
		(再掲)区民討議会等	<p>区では、計画策定の際には、区民の区政参加の促進と、協働の機会を提供しています。例として、区では、平成22年度に自治基本条例を策定するための区民討議会、平成23年度に第二次実行計画策定に向けた区民討議会、平成28年度に総合計画策定に向けた区民討議会、平成29年度に第一次実行計画策定に向けた区民討議会を開催した実績があります。</p> <p>令和2年度の第二次実行計画策定の際には、新型コロナウイルス感染拡大防止のため地域説明会に変わるものとして、計画事業の説明動画を作成し、パブリック・コメントの実施により区民のご意見をいただきました。</p> <p>このほか、区が策定する子ども、高齢者、障害者、保健等各分野の計画は、地域説明会やパブリック・コメントの実施を経て策定しています。</p>
	②区民への説明責任	(再掲)広報新宿、くらしのガイドの発行・配布	<p>区の施策やサービス等、区政に関する喫緊の情報や課題、イベント・講座の情報や地域の話題などの提供を通し、区民が広く区政に参画し、新宿のまちに愛着を持っていただけるよう、「広報新宿」「くらしのガイド」を発行・配布しています。</p> <p>「広報新宿」は月3回・年36回発行し、日刊6紙に折り込みのほか区の施設や駅、郵便局、スーパー・コンビニエンスストア、公衆浴場等で配布するとともに個別配達もしています。また、スマートフォン・タブレット用アプリ「マチイロ」、Web閲覧サービス「マイ広報紙」を導入し、電子媒体を活用した広報紙記事の情報発信をしています。</p> <p>「くらしのガイド」は隔年で発行し、地図とともに全戸配布しており、区の窓口や郵送でも配布しています。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第12条 区の行政機関の責務	②区民への説明責任	(再掲) ホームページ、しんじゅくノート の管理運営及びLINE、ツイッター、フェイスブック、Yahoo!サイト、YouTubeを使った情報発信	<p>区民にとって区政が身近なものとなるよう、様々な手段で区政情報を積極的に発信しています。その一つとしてホームページに加え、LINE・ツイッター・フェイスブック・Yahoo!くらし、YouTubeなどで情報を発信しています。</p> <p>「ホームページ」は、令和4年度に、最新情報の発信・各ページの探しやすさ・わかりやすさをコンセプトにトップページのリニューアルを行いました。</p> <p>「しんじゅくノート」は、区民・地域の団体等がサイト内で情報発信、交流を行う場です。</p> <p>「LINE・ツイッター・フェイスブック・Yahoo!くらし」は緊急時の情報発信手段を確保するために開設しました。地震や台風等の災害関連情報を発信するほか区のイベントや事業なども案内しています。</p>
		(再掲) ケーブルテレビを活用した広報番組の制作	<p>より多くの区民の方へタイムリーなニュース等をお知らせするため、広報番組「しんじゅく情報局」(5分番組)を月3回更新し毎日区内のケーブルテレビ局(ジェイコム東京 港新宿)で放送しています。また、地域の方々に登場してもらいながら、地域の魅力を掘り下げ発信していく、地域密着型の広報番組「わたしのまち新宿 プラス」(20分番組)を年2本、新春特別番組「新宿区長 年頭のあいさつ」(10分)を年1本制作し、区内のケーブルテレビ局(ジェイコム東京 港新宿)で放送しています。</p> <p>また、区ホームページ(ユーチューブを利用)で動画配信しているほか、「しんじゅく情報局」はSNSで動画配信、「わたしのまち新宿 プラス」「新宿区長 年頭のあいさつ」は区政情報センター・区立図書館(所蔵は中央・四谷・下落合図書館のみ)でDVDを貸し出しています。</p>
		(再掲) 新宿区財政状況の公表に関する条例	<p>区では毎年2回(6月・12月)、区の財政状況について区民の皆様にお知らせするため、条例に基づき告示として掲示場に掲示するとともに、区広報紙にその概略を公表しています。(条例に基づく公表は、地方自治法第243条の3に規定されているもので、毎年2回以上行わなければならないものです。)</p> <p>また、平成20年度以降は、自治体の財政状況を早期に把握し、破綻を防ぐことを目的に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、自治体の財政の健全度を測る指標(健全化判断比率)についても、議会(9月議会)での決算認定後、決算の概要とともに、10月の区広報紙で公表を行っています。</p>
		(再掲) 予算編成の情報公開	<p>区では、区政運営の透明性を確保し、区民の皆様からの区政運営への関心を持っていただくことを目的に、平成16年度から主要な事業の予算見積(毎年11月頃に公表)とその査定結果(毎年2月)を公表しています。主要事業の概要については、ホームページに掲出するとともに、その概要を区広報紙にも掲載しています。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第12条 区の行政機関の 責務	②区民への説明 責任	(再掲) 新宿区情報 公開条例	区では、様々な情報を収集し、保存し、発信や提供をしています。その区が保有する情報については、区民の知る権利を保障し、区の説明責任を全うするために、条例により取扱いのルールを定め、積極的に公開・提供をしています。
		(再掲) 新宿区個人 情報保護条例	区では、様々な情報を収集し、保存し、発信や提供をしています。その情報には、個人情報も含まれています。そのため、条例により区における個人情報の取扱いのルールを定めるとともに、区民に自己の情報について開示する権利を明らかにし、基本的人権を擁護していきます。 なお、令和5年4月1日から地方公共団体において、個人情報の保護に関する法律（法）が直接適用されるため、新宿区個人情報保護条例を廃止し、法の施行に必要な事項を定める法施行条例の制定を行います。
第13条 職員の責務	①公益保護	新宿区公益保護のための通報に関する条例	区では、法令・条例等に違反し区の公益を害する通報の仕組みを定め、公益を害する事実の早期発見、早期是正を図り、区民生活の安定及び健全な区政運営を図っています。通報は、第三者機関である「新宿区公益保護委員（弁護士3名）」が受け付け、処理します。
	②法令遵守	新宿区職員の行動規 準及び責務等に関す る条例	区では、職員が区民の信頼を裏切ることなく公正かつ公平に職務を遂行していくため、その守るべき規準として「職員の公正な職務遂行のための行動規準」を定めています。
	③公正・公平な 職務遂行	新宿区職員のサービスの 宣誓に関する条例	地方公務員法第31条は、「職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。」と規定しています。同規定を受け、区では新宿区職員のサービスの宣誓に関する条例を定めていて、職員は、「全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」とある宣誓書に署名してからでなければ、職務を行うことはできません。
	④職務の遂行に 必要な知識の取 得及び技能の向 上	職員向け講演会等の 実施	分権改革が進む中、新宿区職員には、自らの知恵と工夫で地域の特性や実情を踏まえた政策を創り出していく「政策形成能力」のより一層の向上が求められます。そこで、新宿自治創造研究所のアドバイザーや様々な分野の外部講師を招き、講演会や勉強会を行うことで、職員一人ひとりが知識を深め、政策形成能力を向上できるよう支援します。

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第13条 職員の責務	④職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上	新宿区職員研修規程・特別区職員研修規則・地方公務員法第39条	<p>人材育成センターでは、新宿区人材育成基本方針に定める、区がめざす3つの職員像（「区民の立場で考え、区民と協働できる職員」「変化に柔軟に対応し、自ら政策を立案できる職員」「公務員としての基礎力を向上させ、職場や仕事を改善する職員」）の実現に必要な基礎力及び4つの能力（コミュニケーション能力、マネジメント能力、政策形成能力、危機管理能力）の習得を図るため、新宿区研修実施計画に基づき、各職層の役割に応じた各種研修を実施しています。</p> <p>これらを通じて、職員の意欲能力の向上をサポートするとともに、その能力を活かす職場づくりを推進します。</p>
		新宿区性自認・性的指向に関する職員のためのハンドブック	<p>第三次男女共同参画推進計画（平成30年度～令和5年度）は令和3年3月に見直しを行い、LGBT等性的マイノリティの理解の促進を課題の1つとして捉え、多様な性の理解促進や庁内での取組の推進に関する項目を強化していくこととしています。その取組の一環として、職員一人ひとりが正しい知識を習得し、多様性を認め合う気持ちを持って区政を推進するために職員ハンドブックを作成しました。</p>
第14条 区政運営の原則	①財政の健全化	財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立	<p>実行計画にもとづく事務事業の見直し、行政評価制度の活用等による効果的・効率的な行財政運営の確保等に取り組むとともに、区有財産の有効活用による歳入の確保、特別区民税の滞納対策や国民健康保険のコンビ二収納などの増収対策、税外収入確保の取組など財政基盤の確立を図っています。</p> <p>また、公共施設整備などに必要な財源として基金や起債の活用、公債費負担の平準化など財源対策、施設等の中長期修繕計画や長寿命化計画、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な改修等を行っています。</p> <p>令和4年度の予算編成にあたっては、コロナ禍における事業の優先度を的確に見極めながら、効果的な財源配分を行い、行政評価や直近の状況分析に基づく事務事業の見直しとデジタル技術等を活用した事業転換等を通じ、効果的・効率的な事業構築を図ることを基本方針とし、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に取り組みました。</p> <p>令和5年度は、社会経済情勢の動向を的確に見極めながら、限られた財源を戦略的、重点的に配分し、行政評価や直近の状況分析に基づく事務事業の見直しとデジタル技術等を活用した事業転換等を通じ、効果的・効率的な事業構築を図ることを基本方針としています。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第14条 区政運営の原則	②効果的かつ効率的な公共サービスの提供	公民連携（民間活用）の推進	民間の柔軟な発想や専門性を活かし、質の高い行政サービスを提供するため、民間提案制度や指定管理者制度などにより、様々な分野にまたがる民間との連携を推進しています。
		効果的・効率的な業務の推進	社会経済状況の動向や行政需要の多様化・複雑化に的確に対応するため、効果的・効率的な業務の推進に向けて、業務手順や執行体制の見直し、RPA※等のICTの利活用など、窓口サービス・業務の見直しに取り組んでいきます。 ※「RPA」とは、Robotic Process Automation の略で、パソコン上で処理する一連の定型的な作業を、自動化するツールのことです。
		多様な決済手段を活用した電子納付の推進	公金の納付について、電子マネー等による新たな決済手段を導入し、納付手段の拡充による区民の利便性向上を図ります。
		行政手続のオンライン化等の推進	行政手続について、区民が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、電子申請等を推進し、区民の利便性向上を図ります。
		（再掲）行政評価制度	区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的として、行政評価を実施しています。 評価にあたっては、区が行う内部評価及び、外部評価委員会が行う外部評価を実施し、区はそれらの結果を踏まえ、区の総合判断を実施します。
	③総合的な計画の策定	基本構想・総合計画・実行計画	区では、基本構想を定め、基本理念や、めざすまちの姿、基本姿勢などを示しています。 そして、基本構想を実現するため、施策の方向性を示す総合計画と、具体の事業を計画的に実施するための実行計画を定め、まちづくりを推進しています。 計画の策定にあたっては、学識経験者や地域の代表、公募区民で構成される基本構想審議会の答申をもとに、地域説明会やパブリック・コメント、区民協議会などを実施し、広くご意見を伺いました。

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第14条 区政運営の原則	④区の財政状況の公表	新宿区財政状況の公表に関する条例	区では毎年2回（6月・12月）、区の財政状況について区民の皆様にお知らせするため、条例に基づき告示として掲示場に掲示するとともに、区広報紙にその概略を公表しています。（条例に基づく公表は、地方自治法第243条の3に規定されているもので、毎年2回以上行わなければならないものです。） また、平成20年度以降は、自治体の財政状況を早期に把握し、破綻を防ぐことを目的に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、自治体の財政の健全度を測る指標（健全化判断比率）についても、議会（9月議会）での決算認定後、決算の概要とともに、10月の区広報紙で公表を行っています。
		予算編成の情報公開	区では、区政運営の透明性を確保し、区民の皆様からの区政運営への関心を持っていただくことを目的に、平成16年度から主要な事業の予算見積（毎年11月頃に公表）とその査定結果（毎年2月）を公表しています。主要事業の概要については、ホームページに掲出するとともに、その概要を区広報紙にも掲載しています。
	⑤組織の整備	新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	任命権者から、毎年、区長に対して、職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告します。その報告を取りまとめ、その概要を公表します。
		組織の整備（組織改正）	多様な区政課題に的確に対応し、より効果的、かつ効率的な行政運営を行うため、組織改正などにより組織体制を整備することで、区民サービスの向上を図っています。 また、再任用職員の活用や、指定管理者制度の導入、業務の委託化等により、職員数の削減を図り、定員の適正化に努めています。
	⑥区民の意見把握	（再掲）区民の意見把握（多文化共生）	多文化共生実態調査は、地域で共に生活する日本人と外国人の現状を把握し、今後の多文化共生施策の推進に向けた基礎資料を得ることを目的として実施しています。
		（再掲）区民の意見把握（各施設利用者アンケート）	区立施設の運営にあたって、施設利用者の満足度を高め、効果的・効率的な施設運営を実現するため、毎年、各施設において、指定管理者が利用者アンケートを実施し利用者ニーズの把握を行っています。

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第14条 区政運営の原則	⑥区民の意見把握	(再掲) 区民の意見把握 (景況調査)	区内中小企業の景気動向を把握し、産業振興施策の指針として活用するため、4半期ごとに区内中小企業を対象に景況調査を行っています。
		(再掲) 区民の意見把握 (障害者及び高齢者)	<p>1 高齢者の保健と福祉に関する調査 「新宿区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定する基礎資料とするため、「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」を実施しています。令和4年度は「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」(令和6年度～令和8年度)の策定前年度であるため調査を実施しました。</p> <p>2 障害者生活実態調査 「新宿区障害者計画」、「新宿区障害児福祉計画・新宿区障害福祉計画」を策定する基礎資料とするため、障害者・障害児の生活実態を把握するための調査を「区民の生活のニーズに関する調査」として実施しています。令和4年度は、「第3期新宿区障害児福祉計画」・「第7期新宿区障害福祉計画」(令和6年度～令和8年度)の策定前年度であること、また、「新宿区障害者計画」の見直しのため調査を実施しました。</p>
		(再掲) 区民の意見把握 (男女共同参画)	男女共同参画推進計画を策定する基礎資料とするため、「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査アンケート」、「男女共同参画に関する中学生の意識・実態調査アンケート」、「ワーク・ライフ・バランスに関する企業の意識・実態調査アンケート」、「ワーク・ライフ・バランスに関する従業員の意識・実態調査アンケート」を実施しています。令和4年度は(仮称)第四次男女共同参画推進計画(令和6年度～9年度)の策定前年度であるため調査を実施しました。
		(再掲) 区民の意見把握 (健康づくり)	「新宿区健康づくり行動計画」を策定する基礎資料とするため、区民の健康状態や健康に関する意識等の実態を把握する「新宿区健康づくりに関する調査」を実施しています。令和4年度は「新宿区健康づくり行動計画」(令和6年度～令和11年度)の策定前年度であるため調査を実施しました。

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第14条 区政運営の原則	⑥区民の意見把握	<p>(再掲) 区民の意見把握(建築物等耐震化支援事業、新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、区営住宅の再編整備)</p>	<p>1 建築物等耐震化支援事業 助成制度を耐震改修の実施に効果的に繋げるため、区民意見の把握をしています。意見把握は、区政モニターアンケートや個別のヒアリング調査(随時)により行っており、それらの結果等に基づき、助成制度の見直しを検討しています。</p> <p>2 新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 中高層建築物の建築に伴う建築主と近隣住民の紛争を予防するために、建築計画概要を記載した標識の設置と建築計画の説明を建築主に義務付け、近隣住民に対する建築計画の事前周知を図り、建築主と近隣住民が建築計画について相互理解のもと、建築計画に関する意見や要望について話し合いを行います。区は建築主と近隣住民双方の意見等の把握に務め、話し合いの調整や条例による「あっせん」、「調停」による建築紛争の解決に役立てています。</p> <p>3 マンション実態調査 建物の維持管理、コミュニティ形成、防災や防犯への取組など、区内マンションの現状を把握するための調査を実施しています。</p>
		<p>(再掲) 区政モニター制度</p>	<p>区民の区政に対する意見・要望等を聴取し、これを区政運営の参考とするため、アンケート区政モニターを設置し、区政への区民参加を推進しています。 アンケート区政モニターは、会議に参加しにくい、若年層や勤労世帯を含む幅広い層の区民意見を聴取することを目的としたアンケート調査に回答していただくモニター制度です。</p> <p>(1)対象 満18歳以上の区民、1,000名(住民基本台帳からの無作為抽出者の中から希望者) (2)調査時期 年4回 (3)調査方法 郵送配布、郵送回収</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第14条 区政運営の原則	⑥区民の意見把握	(再掲) 区民意識調査	<p>区民意識調査は、区政運営の基本となる区の重要な課題に対する区民の意向・要望及び区民の生活意識等を把握し、今後の区政運営に反映させるために毎年1回実施している調査で、昭和48年から実施しています。</p> <p>調査内容は、経年調査項目として、同じ設問内容を設定し、毎年調べ比較するもので、居住意向、生活における心配事、区政への関心、区政情報の入手方法、区政への要望、選挙といった6項目を設定しています。また、特集調査項目として、それぞれの年度の今日的な課題や今後の施策に影響を及ぼすような項目を特に調査する内容になっています。</p> <p>(1)調査地域 新宿区全域 (2)調査対象 満18歳以上の区民、2,500名(住民基本台帳からの層化抽出法による無作為抽出) (3)調査方法 郵送配布、郵送またはインターネットによる回収</p>
		(再掲) パブリック・コメント制度	<p>パブリック・コメント制度は、区民の生活に広く影響を及ぼす施策等を決定するとき、事前に案を公表し、区民の皆さんからご意見等をいただき、当該意見等を踏まえた施策等の決定を行うこととともに、寄せられたご意見とそれに対する区の考え方を公表する制度であり、平成14年7月から実施しています。</p> <p>これにより、区の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民参加をより実質的なものとしていき、更に、区民にとってより身近で分かりやすい、区民と区との協働による開かれた区政を推進しています。</p>
		(再掲) 区長へのはがき・投書・ホームページによる広聴	<p>区民の声を広く聴取し、区政の参考とするため「区長へのはがき」により、意見・要望・苦情等を受け付けています。「区長へのはがき」は、「新宿区くらしのガイド」に綴じ込みのほか、特別出張所、図書館など区の主要施設において配布しています。また、広聴担当課窓口、一般投書、ファックス、区ホームページの「ご意見専用フォーム」によっても意見等を受け付けています。匿名等の投書を除き、原則として收受日から14日程度(土日、休日及び12月29日から1月3日までを除く。)で回答を作成し、当該意見、要望を行った本人あてに送ります。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第14条 区政運営の原則	⑥区民の意見把握	(再掲) 区民討議会等	<p>区では、計画策定の際には、区民の区政参加の促進と、協働の機会を提供しています。例として、区では、平成22年度に自治基本条例を策定するための区民討議会、平成23年度に第二次実行計画策定に向けた区民討議会、平成28年度に総合計画策定に向けた区民討議会、平成29年度に第一次実行計画策定に向けた区民討議会を開催した実績があります。</p> <p>令和2年度の第二次実行計画策定の際には、新型コロナウイルス感染拡大防止のため地域説明会に変わるものとして、計画事業の説明動画を作成し、パブリック・コメントの実施により区民のご意見をいただきました。</p> <p>このほか、区が策定する子ども、高齢者、障害者、保健等各分野の計画は、地域説明会やパブリック・コメントの実施を経て策定しています。</p>
		(再掲) 次世代育成協議会への区民委員の参画等	<p>区では、妊娠期から世帯形成期までのライフステージを見通した総合的な次世代育成支援施策を推進するため、「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）」（令和2年度～6年度）を策定しています。この計画の進行管理を行い、同施策を総合的かつ効果的に推進していくため、公募区民委員等で構成される次世代育成協議会を設置しています。</p> <p>また、同計画策定にあたっては、区民の子育て支援サービスの利用状況をはじめ、子どもや子育て家庭の状況や意識を把握するため、就学前児童保護者から若者までの区民に対するアンケート調査を実施しています。</p> <p>このほか、子育て支援施設の委託事業者等の選定時には、入札方式によるのではなく、利用者や区民の意見を反映できる公募型プロポーザル方式により、事業者を選定しています。</p>
		(再掲) 新宿区第三次環境基本計画の推進	<p>平成15年度に「新宿区環境基本計画」を策定し、平成19年度には「地球温暖化・ヒートアイランド現象を防ぐ」を重要課題として追加し計画改定を行いました。</p> <p>平成25年2月には、新宿区の将来の環境を見据えながら、区民・事業者・区による「参加と協働の促進」と「グリーン経済の推進」を横断的な観点とし、基本目標と進めるべき具体的な施策、重点的な取組を示した「第二次環境基本計画」を策定しました。</p> <p>また、平成30年2月には平成23年3月に策定した「新宿区地球温暖化対策指針」を統合し、計画期間を平成30年度からの10年間とする「新宿区第三次環境基本計画」を策定しました。</p> <p>令和3年6月には、2050年までに区のCO₂排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に向けて取り組むことを表明しました。このような取組に対応するため、令和5年2月策定に向けて、「新宿区第三次環境基本計画」の改定作業を進めています。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第14条 区政運営の原則	⑦区民の区政への参加 協働の機会を提 供	(再掲) 歌舞伎町地区のまちづくり推進	<p>歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちに再生するため、区は、地元の商店街振興組合や町会、事業者、警察・消防等の関係行政機関等と連携・協力して、総合的繁華街対策「歌舞伎町ルネッサンス」を推進しています。本事業は、平成17年1月に設立した歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の下、「クリーン作戦プロジェクト」、「地域活性化プロジェクト」、「まちづくりプロジェクト」の3つのプロジェクトを中心に、総合的な施策を展開しています。</p> <p>平成20年4月には、各事業を効果的、効率的に実施するための組織「歌舞伎町タウン・マネジメント(TMO)」(令和4年10月一般社団法人化)を設立しました。TMOは、歌舞伎町ルネッサンスを推進するまちづくり組織として、誰もが安心して楽しめる「エンターテイメントシティ・歌舞伎町」を目指し、地域活性化や情報発信等の活動を行っています。</p>
		(再掲) 平和の啓発活動(平和派遣者との協働事業)	<p>新宿区は、昭和61年3月15日に行った「新宿区平和都市宣言」の趣旨を普及啓発するために、①平和展②親と子の平和派遣③平和派遣者との協働事業を行っています。その中の、③平和派遣者との協働事業では、親と子の平和派遣の参加者で組織されている「新宿区平和派遣の会」と区が協働して、平和啓発事業を推進しています。</p> <p>平和派遣報告会、平和講演会、映画会、すいとんの会、平和マップウォーキングなどの多彩な企画を「新宿区平和派遣の会」をはじめとする区民の方々と協働して企画、運営することにより、区民の方々の意見を反映したわかりやすく魅力的な企画立案ができるようになり、より多くの方々が参加しやすい内容になっています。また、参加者に毎回アンケートを行い、さらに多くの意見を反映した企画となるよう改善に努めています。</p>
		(再掲) 多様な主体との協働の推進	<p>協働推進基金助成金の実施を通して区民参加の促進、地域課題の解決に向けた取組を行っています。協働支援会議において、協働事業推進のしくみを考え、多様な主体の参画による協働のまちづくりを進めています。</p> <p>また、地域を支えるNPOや地域活動団体などの多様な主体との協働を促進するため、地域活動団体等の連携協力・情報交換の場として新宿NPO協働推進センターを開設し、運営しています。</p>
		(再掲) 大学等との連携による商店街支援	<p>商店街の魅力づくりの推進を目的として、区内商店会と連携する大学等に対し補助金を交付しています。大学が持つ専門性や人的資源を活用し、商店街の抱える課題の解決に向けて、大学等の商店街の連携・交流の促進に取り組んでいます。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第14条 区政運営の原則	⑦区民の区政への参加 協働の機会を提供	(再掲) 高齢者を見守り・支えあう地域づくり ・地域支え合い活動の推進	1 地域安心カフェの運営支援 高齢者や介護者等が気軽に立ち寄り、交流や相談ができる場である「地域安心カフェ」の運営を支援することにより、高齢者や介護者の孤立を予防するとともに、地域における区民の支えあいの充実を図ります。 2 新宿区高齢者見守り登録事業 高齢者に身近な民間事業者が、高齢者見守り登録事業者として、通常業務の範囲内で気づいた高齢者の異変を高齢者総合相談センターへ連絡する等、関係機関と連携して、地域の高齢者を見守っています。 3 認知症サポーターの養成 高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、病気の理解や対応方法などの基礎を学ぶ、認知症サポーター養成講座を実施し、地域で見守るサポーターを養成しています。 4 地域支え合い活動の推進 高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けることができるよう、地域の中で高齢者の自立を支援し、多世代が互いに支え合う「地域支え合い活動」を推進します。活動の拠点として、平成30年2月に「薬王寺地域ささえあい館（ささえーる 薬王寺）」を開設しました。また、令和3年10月には「中落合高齢者在宅サービスセンター内地域交流スペース（ささえーる 中落合）」を整備し、薬王寺地域ささえあい館の活動を踏まえた「地域支え合い活動」を実施しています。令和4年4月からは、シニア活動館で行っているボランティア活動等の支援の中で、地域の実情やニーズを把握して「地域支え合い活動」の担い手や団体の育成・支援、活動のコーディネート等を行うことにより、「地域支え合い活動」を順次展開していきます。
		(再掲) 次世代育成協議会への区民委員の参画等	区では、妊娠期から世帯形成期までのライフステージを見通した総合的な次世代育成支援施策を推進するため、「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）」（令和2年度～6年度）を策定しています。この計画の進行管理を行い、同施策を総合的かつ効果的に推進していくため、公募区民委員等で構成される次世代育成協議会を設置しています。 また、同計画策定にあたっては、区民の子育て支援サービスの利用状況をはじめ、子どもや子育て家庭の状況や意識を把握するため、就学前児童保護者から若者までの区民に対するアンケート調査を実施しています。 このほか、子育て支援施設の委託事業者等の選定時には、入札方式によるのではなく、利用者や区民の意見を反映できる公募型プロポーザル方式により、事業者を選定しています。

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第14条 区政運営の原則	⑦区民の区政への参加 協働の機会を提供	<p>(再掲) 地区青少年育成委員会等、地域の子育て支援団体への協力・支援、男女共同参画に関する啓発活動</p>	<p>区の基本施策に掲げる「地域で安心して子育てができるしくみづくり」を進めるため、区民にとって必要性和有益性が高い、子育て支援活動や青少年健全育成活動等を自主的に行う地域の団体である、プレイパーク活動及びプレイパーク活動の啓発を行う団体、区内10地区の青少年育成委員会、青少年活動推進委員の活動に対し、区が協力・支援を行っています。</p> <p>活動に対する補助金交付、広報協力、連携支援、活動場所の提供等を行うことにより、地域において、活発で、継続性と安定性のある子育て支援活動等が行われるよう支援するとともに、連携が可能な分野では協働の取組も進めています。</p> <p>これにより、区単独では対応が困難な区民ニーズに対しても、より機動性が高く、きめ細かな対応が可能となっています。</p> <p>また、男女が、性別にかかわらず、共にあらゆる分野に参画することのできる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画推進センター（ウィズ新宿）を拠点に、区民委員や関係団体等と協働して啓発活動を行っています。</p>
		<p>(再掲) 地域における健康づくりの推進（ウォーキングの推進、高齢期の健康づくりと介護予防の推進、新宿いきいき体操サポーターによる普及啓発活動）</p>	<p>健康寿命の延伸に向け、地域社会全体で健康づくりへの意識を高めるため、健康づくりに関わりの深い「運動」と「食」を中心に、健康づくりに無関心な層も含めた区民が、気軽に健康づくりに取り組める環境づくりを行います。歩くことの楽しさを広め、地域の健康づくり活動を支援するウォーキングマスター養成講座や初心者向けウォーキング教室「いきいきウォーク新宿」の開催、ウォーキングマップの作成を行っています。</p>
		<p>(再掲) 女性の健康づくり</p>	<p>高齢期の特性を踏まえた健康づくりや介護予防・フレイル予防について普及啓発をしています。「新宿いきいき体操」「新宿ごっくん体操」「しんじゅく100トレ」を開発し、身近な地域で住民主体で継続的に取り組まれるよう支援しています。</p> <p>また、新宿いきいき体操サポーターは、区施設で開催している「新宿いきいき体操講習会」において、体操の普及啓発のため、丁寧な指導を行っています。地域交流館やシニア活動館等では、新宿いきいき体操サポーターを中心とした「新宿いきいき体操ができる会」が定期的に活動し、広く参加者を受け入れています。</p> <p>「女性の健康づくり」では、女性の健康支援センター（四谷保健センター）を拠点に、ライフステージによる心身の変化に対応し、自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、サポーターの養成と活動支援、普及啓発、相談などを行っています。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第14条 区政運営の原則	⑦区民の区政への参加 協働の機会を提供	<p>(再掲) 食育の推進、乳幼児から始める歯と口の健康づくり、人と猫の調和のとれたまちづくり</p>	<p>1 「食育の推進」では、健康をつくる「食習慣」や「食文化の継承」などの取組が実践できるよう、子どもから成人、高齢者に至るまで、ライフステージに応じた食育活動を推進しています。</p> <p>2 「乳幼児から始める歯と口の健康づくり」では、子どもの歯と口の健康を維持するため、保育園等での出張歯科健康教育、デンタルサポーターであるかかりつけ歯科医による相談やフッ化物の塗布など、乳幼児期から子どもの歯科保健を支えるための環境整備を図るとともに、地域、かかりつけ歯科医、子育て専門職、養護教諭等の連携を強化することにより、乳幼児からの歯と口の健康づくりを推進します。</p> <p>3 「人と猫の調和のとれたまちづくり」では、飼い主のいない猫をこれ以上増やさないよう、猫に係る問題を地域で解決するため、地域住民とボランティア及び行政が協働し、地域の実情にあわせたルールを作り、さまざまな取組を行っています。</p>
		<p>(再掲) 区民との協働による公園づくり</p>	<p>新宿区は、公園が魅力ある空間として多くの区民に親しんでいただける施設となるよう、区民のニーズを反映した公園づくりを進めています。</p> <p>地域に身近な公園の整備においては、地域住民と一緒に公園の整備プランを考え、区民に愛される魅力ある公園の実現を目指しています。現在までに15か所の公園を整備しており、令和2年度は、やよい公園を整備し、令和4年度はみょうが坂児童遊園において、再整備工事を行っています。</p> <p>また、新宿中央公園では、区民や学識経験者等と共に検討して策定した「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、公園の特色や魅力をさらに活かした公園づくりを進めています。</p>
		<p>(再掲) 新宿区公園及び道のサポーター制度</p>	<p>新宿区で管理している公園等は183箇所、道路は1,791路線あります。公園及び道のサポーター制度は、区民や区内の企業とともに、安全で快適な使いやすい公園を育て、美しい道路環境を守っていく制度です。サポーターの方には、区との話し合いで決定した活動場所や活動内容について、区で定める実施要綱に基づき、自主的に活動していただいています。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第14条 区政運営の原則	⑦区民の区政への参加 協働の機会を提供	(再掲) 交通安全総点検	<p>区民、特に交通弱者の目線から道路の交通安全施設や「交通安全プログラム」に基づき、区内全小学校を5つのグループに分け、それぞれ5年に1回定期的に総点検を実施しています。令和元年度に「交通安全プログラム」を改定し、令和2年度から学童クラブも対象としました。点検に当たっては、区民、交通管理者、道路管理者、その他関係団体とともに実施し、通学路の安全確保を図っています。</p> <p><参考：区取組> 幼稚園・保育園では、令和元年5月に発生した滋賀県大津市での園児らが死傷する交通事故を受けて、国から示された緊急安全点検実施要領に基づき、警察、道路管理者、運営管理者と連携し、公私立幼稚園・保育園の園児が集団で移動する経路の緊急合同点検を実施しました。この点検結果に基づき、道路の幅員・混雑具合・通過する車両の速度等の交通状況、事故発生状況、発生時間等に鑑み、各所に対策を講じました。</p> <p>令和3年6月に千葉県八街市で発生した、下校中の小学生が死傷する交通事故を受け、新たな観点（車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所、過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所等）を踏まえた点検を小学校15校、学童クラブ5所で実施し、危険箇所88件について対策を講じました。</p>
		(再掲) 第三次環境基本計画の推進	<p>平成15年度に「新宿区環境基本計画」を策定し、平成19年度には「地球温暖化・ヒートアイランド現象を防ぐ」を重要課題として追加し計画改定を行いました。</p> <p>平成25年2月には、新宿区の将来の環境を見据えながら、区民・事業者・区による「参加と協働の促進」と「グリーン経済の推進」を横断的な観点とし、基本目標と進めるべき具体的な施策、重点的な取組を示した「第二次環境基本計画」を策定しました。</p> <p>また、平成30年2月には平成23年3月に策定した「新宿区地球温暖化対策指針」を統合し、計画期間を平成30年度からの10年間とする「新宿区第三次環境基本計画」を策定しました。</p> <p>令和3年6月には、2050年までに区のCO₂排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に向けて取り組むことを表明しました。このような取組に対応するため、令和5年2月策定に向けて、「新宿区第三次環境基本計画」の改定作業を進めています。</p>
		(再掲) 路上喫煙対策の推進	<p>区では平成17年8月に「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」に基づき、区内全域での路上喫煙を禁止しました。この条例では、制度の周知、意識の普及啓発による喫煙者のマナー向上を図ることとして罰則規定を設けていません。</p> <p>区は、受動喫煙やたばこの火による被害を防止するため、地域等との協働によるキャンペーンやパトロールによる指導を継続的に実施することで、区民・事業者・来街者等に対する路上喫煙禁止の普及啓発を行い、良好な生活環境づくりを推進しています。</p>
		(再掲) 食品ロス削減の推進	<p>ごみ発生抑制の推進に向けて、区民、事業者、区の様々な主体が連携し、相互に理解を深めながら、フードドライブの推進、食品ロス削減協力店登録制度やオンライン配信によるシンポジウムやセミナーの実施等、食品ロス削減に関する取組を推進しています。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第14条 区政運営の原則	⑦区民の区政への参加 協働の機会を提供	(再掲) 協働による まちづくりの推進	<p>1 駐車場整備事業の推進 新宿区駐車場整備地区は、新宿区駐車場整備計画に基づき、適切な駐車施策を推進することとしています。その中で、駐車場の適正な配置や既存ストックの有効活用を推進する必要性が高い新宿駅周辺地区を対象として、東京都駐車場条例に基づく地域ルールを策定しています。</p> <p>2 地区計画等のまちづくりルールの策定 地域の課題にきめ細かく対応していくために、地域住民との協働によりまちづくり活動を行い、地区計画やまちづくり構想、ガイドライン等のまちづくりルールづくりを行っています。</p> <p>3 木造住宅密集地区整備促進事業 若葉地区は、平成6年8月に地区計画を決定し、共同建替えとともに、崖地沿いの空地や道路、小公園も併せて整備することにより、防災性と居住環境の向上を図ってきました。平成9年3月には、若葉地区の地元住民及び権利者と新宿区の連携を密にし、円滑にまちづくりを推進するため、「若葉地区まちづくり推進協議会」を設置しています。また、令和3年12月「若葉・須賀町地区まちづくり協議会」を設置し、まちの将来像やまちづくりのルールについて話し合っています。</p> <p>4 安全・安心な建築物づくり 「安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち」の実現に向けて、一般社団法人東京都建築士事務所協会新宿支部との協働により「安全安心・建築なんでも相談会」を実施し、区民からの建築関連の相談に応じることを通して安全・安心な建築物づくりを進めています。</p> <p>5 ユニバーサルデザインのまちづくり ユニバーサルデザインのまちづくりの理念のもと、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい都市空間やその生活環境づくりに取り組んでいます。平成23年3月には、「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」を策定するなど、推進方策の検討や普及啓発を実施し、令和2年4月には「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」を制定し、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めています。 また、誰もが円滑な移動を確保できるよう区内のバリアフリー整備を一層促進するため、令和3年11月に「新宿区移動等円滑化促進方針」を策定し、高齢者や障害者の方と意見交換を踏まえながら、バリアフリー化に向けた取組を進めています。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第14条 区政運営の原則	⑦区民の区政への参加 協働の機会を提供	(再掲) 地域が参画する学校運営の充実 (地域協働学校、学校評価の充実)	<p>教育委員会は、施策や事業を総合的かつ体系的に明らかにし、区民に分かりやすく示していくことを目的として、新宿区教育ビジョンを策定しています。</p> <p>このなかで「地域が参画する学校運営の充実」を取組の方向性として掲げ、地域住民や保護者等が学校運営に参画するしくみである地域協働学校の取組を通して、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくるとともに、チームとして子どもたちの成長にかかわり、開かれた学校づくりを推進しています。</p> <p>また、学校評価等の活用を図るなかで、地域の意見や要望、創意工夫を活かした学校づくりを進めています。</p>
		(再掲) 「将来の有権者」(小中高生)に対する主権者教育 (模擬投票・選挙出前授業)	<p>区内の小学校・中学校・高等学校において「将来の有権者」である児童生徒に対し、選挙や政治に関心を持ってもらうよう、出前授業や模擬投票、生徒会選挙への支援を行っています。</p>
		(再掲) 区民討議会等	<p>区では、計画策定の際には、区民の区政参加の促進と、協働の機会を提供しています。例として、区では、平成22年度に自治基本条例を策定するための区民討議会、平成23年度に第二次実行計画策定に向けた区民討議会、平成28年度に総合計画策定に向けた区民討議会、平成29年度に第一次実行計画策定に向けた区民討議会を開催した実績があります。</p> <p>令和2年度の第二次実行計画策定の際には、新型コロナウイルス感染拡大防止のため地域説明会に変わるものとして、計画事業の説明動画を作成し、パブリック・コメントの実施により区民のご意見をいただきました。</p> <p>このほか、区が策定する子ども、高齢者、障害者、保健等各分野の計画は、地域説明会やパブリック・コメントの実施を経て策定しています。</p>
		(再掲) 各種審議会等	<p>施策の基本方針や個別分野の計画策定等にあたり、審議会等を設置し専門的な視点からの検討を行っています。その際、公募による区民委員を委嘱し区民の立場からの意見を検討に反映しています。</p>
		(再掲) 若者の区政参加の促進	<p>持続的に発展するまちづくりを進めるには、長期的な将来展望を視野に入れた区民参加が不可欠であり、とりわけ次世代を担う若者の参加が重要です。</p> <p>日頃、区政との関わりの少ない若者世代の意識やアイデアを区政に反映させるため、若者会議を開催しています。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第14条 区政運営の原則	⑧行政評価の実施と区政運営への適切な反映	行政評価制度	区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的として、行政評価を実施しています。評価にあたっては、区が行う内部評価及び、外部評価委員会が行う外部評価を実施し、区はそれらの結果を踏まえ、区の総合判断を実施します。
		新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価	新宿区教育ビジョンに掲げる全ての個別事業を対象として「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を毎年実施し、結果を区民に公表することで、効果的かつ信頼される教育行政の推進を図っています。
第15条 情報公開	情報公開制度	新宿区情報公開条例	区では、様々な情報を収集し、保存し、発信や提供をしています。その区が保有する情報については、区民の知る権利を保障し、区の説明責任を全うするために、条例により取扱いのルールを定め、積極的に公開・提供をしています。
第16条 個人情報保護	個人情報保護制度	新宿区個人情報保護条例	区では、様々な情報を収集し、保存し、発信や提供をしています。その情報には、個人情報も含まれています。そのため、条例により区における個人情報の取扱いのルールを定めるとともに、区民に自己の情報について開示する権利を明らかにし、基本的人権を擁護していきます。 なお、令和5年4月1日から地方公共団体において、個人情報の保護に関する法律（法）が直接適用されるため、新宿区個人情報保護条例を廃止し、法の施行に必要な事項を定める法施行条例の制定を行います。
第17条 住民投票	住民投票	自治基本条例	住民投票については、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について、直接住民の意思を問うための投票制度を設けるとしており、実施に関して必要な事項は別の条例で定めることとしています。 令和4年度に「新宿区区民意識調査」において住民投票について調査を実施しました。住民投票について、他自治体の事例を研究するなど引き続き課題の整理を行ってまいります。
第18条 住民投票の実施			
第19条 住民投票の実施の結果の尊重			
第20条 条例への委任			
第21条 地域自治	地域自治		地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができるとしています。直接住民の意思を問うための投票制度を設けるとしており、地域区分や地域自治組織に関する詳細な規定については、別の条例で定めることとしています。

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第22条 子どもの権利等	自らの意見を表明する権利 健やかに育つ環境の保障	新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）	区では、「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）」（令和2年度～令和6年度）に基づき、すべての子育て家庭が、子どもを安心して産み、育てられるようきめ細かな支援を行うとともに、すべての子どもたちが、健やかに自分らしく成長していけるまちの実現を目指して取組を推進しています。 本計画は、子ども・子育て支援法第61条に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、就学前の教育・保育や地域子育て支援事業にかかる量の見込みと確保方策を定めるほか、子どもから社会的に自立した若者へと成長するまでの切れ目のない支援など、次世代育成支援のための取組も含め、総合的に子どもと子育て家庭を支援するための施策を推進するものとして策定しています。
	健やかに育つ環境の保障	新宿区子ども未来基金	子育て家庭の福祉の向上を図るとともに、子どもたちの生きる力を育むため、平成28年4月に「新宿区子ども未来基金」を設置しました。 基金を活用し、未来を担う子どもの育ちを支援する団体の自主的な活動（子ども食堂の運営など）に資金助成及びコンサルティングを活用した支援を行います。
		養育費確保支援事業	子どもの健やかな成長に必要な養育費を確保するため、養育費の取り決めに要する公正証書の作成や家庭裁判所への調停申し立て等にかかる費用や弁護士への相談料の助成を行います。
		出産・子育て応援事業	妊産婦や乳幼児の健康の維持、出産・育児に対する不安の軽減、疾病の予防・早期発見等、妊娠期から子育て期にわたる支援を行うとともに乳幼児健診の機会をとらえ、関係機関との連携による子育てサービスを行っていきます。
	自らの意見を表明する権利 健やかに育つ環境の保障	新宿区教育ビジョン	新宿区では、子どもの基本的な権利を大切にとらえ、子どもの目線から子どもの幸せを考え、子どもが幸せに生きることのできる社会の実現をめざしています。 教育委員会では、平成30年2月に策定した「新宿区教育ビジョン」に基づき、子どもの学力や学習状況、心身の状況を的確に捉え、子どもたちの力を伸ばす、より質の高い学校教育の実現に取り組んでいます。

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第23条 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力	国、東京都その他の自治体及び関係機関との連携	特別区全国連携プロジェクト	<p>東京と地方とを対立する関係として捉えるのではなく、東京を含む全国各地域がともに発展・成長し、共存共栄を図ることを目的に、平成26年9月に特別区長会がプロジェクトを立ち上げ、特別区と全国の各地域が連携・交流事業を行う取組を推進しています。</p> <p>区は、友好提携都市・長野県伊那市との交流事業の一環として、伊那市の食材を区立学校の給食で活用し、新鮮で安全・安心な農産物を子どもたちが食べることで、学校給食の充実と食育の推進を図るとともに、子どもたちが伊那市のことをもっと身近に感じ、両区市の交流を深めています。</p>
		災害時に関する協定	<p>地震により災害が発生した場合、区及び防災関係機関は、あらかじめ定められた所掌事務及び業務に従って応急対策を実施しますが、被害状況により、他の機関に協力を求め、災害対策を実施することが予想されます。</p> <p>このため、区では、伊那市、沼田市、北杜市、高遠町のほか、赤穂浪士にゆかりのある全国22の自治体と相互援助・応援に関する協定を、民間団体と物資や輸送等の協力に関する協定を締結しています。</p>
		特殊詐欺対策に関する区内4警察署との連携	<p>多発する特殊詐欺被害を一件でも減少させるために、区内4警察署と連携して、高齢者宅に自動通話録音機の無料貸出しを実施し、特殊詐欺被害防止対策を推進している。</p>
		伊那市等との交流・連携	<p>区と旧高遠町は、旧高遠藩主内藤家の縁により昭和61年に友好提携を宣言し、その友好の更なる発展を願い、平成18年に伊那市・高遠町・長谷村が合併して誕生した新しい伊那市と、新たに友好提携を締結しました。</p> <p>区は、今後も伊那市と、交流を通して理解を深めるとともに、地域活性化・環境保全・職員能力向上など共通課題における連携をはかり、双方自治体の更なる発展を目指します。</p> <p>また、地震により災害が発生した場合、被害状況により、他の自治体に協力を求めることが予想されることから、他の自治体と相互援助協定を締結しています。</p>
		文化・歴史に関する協定	<p>夏目漱石にゆかりのある各自治体との連携・協力のもと、事業展開及び情報発信を行っています。</p>
		児童虐待の未然防止と早期発見に向けた区内4警察署との連携	<p>区と区内4警察署は、児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、協定書を締結し、児童虐待事案に迅速かつ的確に対応するため、相互に必要な情報を共有し、児童の安全確保に努めています。</p>

令和4年度自治基本条例の関連諸制度等の取組状況

条文	項目	関連する主な制度・規定等	制度・事業の概要
第24条 国際社会との関係	国際社会との相互理解及び協調 多文化共生のまちづくりの推進	海外友好都市交流	<p>新宿区はギリシャ・レフカダ市、ドイツ・ベルリン市ミッテ区、中国・北京市東城区と友好提携を結んでいます。文化・スポーツ交流などを通じて、都市間の友好関係を築くとともに、国際社会との相互理解及び協調に努めています。</p> <p>ギリシャ・レフカダ市とは、児童・生徒の絵画作品交流及び作品展を毎年開催するなど、文化交流を行っています。ドイツ・ベルリン市ミッテ区とは、青少年交流事業として交互に青少年が互いの都市を訪問し、互いの文化への理解を深めています。中国・北京市東城区とは、スポーツ交流、児童・生徒の絵画作品交流及び作品展の開催などの文化交流を行っています。</p>
		多文化共生のまちづくり	<p>新宿区における外国人住民の割合は人口の11%（令和5年1月1日：40,279人）を超え、国籍数においては120か国以上にのぼります。区では、多様性を認め合う多文化共生社会の実現をめざし、日本語学習の支援・外国人相談窓口の運営・外国人への情報提供など、様々な多文化共生施策を行っています。</p>
第25条 条例の見直し等	自治基本条例の 検証	自治基本条例及び関連する諸制度の検証	4年を超えない期間ごとに自治基本条例及び関連する諸制度について区民、議会とともに検証を行うこととしています。